

令和3年度福岡市農林業振興審議会第2回林業分科会での主な意見

(1) 福岡市将来のあり方検討について

- 木材利用は材を生産する森林組合、林業従事者、木材産業関係者を結びつける役目が非常に重要で、それを推進体制の中に入れられないか。市として建築や民間への働きかけも含めて、連携の推進を入れられないか。単に福岡市ではなく、他分野で横断的な課題解決ができるような仕組みが必要。
- ブランド化は、一定品質の物が一定量揃い、かつ品質が安定していて、こういうものだということと言えるということで、たまにしかないのは困るけれど量が多い必要はない。これから都市部にある福岡の森の木を使うことで物語を作っていくことにより、地域ブランドが生まれるのではないかと。ストーリーを作るなど工夫の中で可能性としてあり得るのであれば、力を入れてほしい。建築やデザイナーなども含めるとより広がるのではないかと。また、流域材も積極的に取り入れれば、生産加工体制がバックアップできて、より市の公共建築物に使う流れを作りやすいのでは。
- 都市に集中して作られているということで、木造化はなかなか進まないのではないかと。一方で木質化は、今後進める動きが増えている。木材を大量に必要としないため、室内の床・天井といった目に見える所に組み込み、市産材のアピールをしていければよい。
- 2030年CO2排出量46%減の動きを見据えて、市がどういった方向性で準備して動いていくのかを少し盛り込んでいただきたい。もう少し具体的に46%に向けてどのくらい森で貢献できるのかということも出していければよい。
- 境界の明確化については早急な対応が必要でキーポイントとなるため、集約化施業の表現を入れるとよい。
- 針広混交林ゾーンは生産林ゾーンから保全林ゾーンに移行するものなのか。もう少し表現を他と合わせて、何をするためのゾーンなのかを出せたら5つの並びが良くなる。

- 「公共建築物の木造化・木質化」と「市産材の利用の促進」の施策の文言が一部重なっているように思うが、目標期間の設定が異なるので、実施する内容が違うのか、整理が必要。

(2) 森林・林業の現状と課題について

- 林地台帳が古すぎて亡くなっている方の名前ばかりが載っている。森林組合ではなかなか整理ができない。
- 原木の市場価格上昇により、材を出したいと言われる方が出てきており、森林経営計画のとりまとめや集約化に、行政の力を借りて早急に取り組んでいく必要がある。
- 新たな林道の整備もよいが、既存的林道も通れるように整備してもらう必要がある。

(3) 施策の体系・数値目標案について

- 「持続可能な林業経営の確立」に関する指標は、例えば集約化にも関わるものとして、森林経営計画の作成数や認定数もひとつの目標になるのではないかと。経営管理制度にも関連しており、伐って植えて育てる循環林業にもつながる。
- 橋梁の改修が数値目標に上がってくるのが、森林資源活用の基盤づくりの目標値として市民に分かりやすいのか。

(4) 施策の実施方針について

- 航空レーザー測量や赤色立体図、CS 立体図などを利用した資源調査など、ICTを利用した効率化の観点をいれてはどうか。
- スギヒノキの再造林が難しいとなった場合にキリやコウヨウザンを植えて家具などに利用する取り組みが全国で始まっているおり、市でも主伐後の植林で取り組んでみては。

- 「花粉症のアレルギー物質の軽減」とありますが、わかりにくいので、例えば「花粉症の原因となる花粉の飛散量の軽減」など直接的に言った方がわかりやすい。
- 都市圏の市民にとって、ポストコロナの暮らし方や、ワーケーションなどのニーズも高まっているので、多様な森利用も考えてほしい。
- 「学び楽しむ」ということが一番森に入りやすい、アクションを起こしやすい。福岡市内の中堅のディベロッパーが、森づくりをしたいということで、福岡市の山ではなく、隣の市町村の山に入って森づくりをしている事例もあり、身近な山づくりが必要。今後の企業の姿勢として、森づくりも増えてくるため、受け入れのフィールドも広げていただきたい。NPO や個人の森づくりは、関わる人が限定されるが、企業では、所属している様々な方が参加されるため、すそ野を広げるという意味でもよい。CO2 削減への企業の取り組みの一環にもなる。
- 計画的な木材供給のためにはロットの確保が必要になり、そのためにはストックポイントを作っていくなどすることが必要。木質バイオマス発電への供給も含めたストックポイントを考えていってはどうか。
- 福岡の住宅を作るために福岡市の木材を使おうというストーリーを作って、部材を各プレカット工場と連携し、一定品質、一定量が年間を通して確保できれば、安定した地域産材利用が見込める。
- 木材のサプライチェーン確立のために、ICT を活用し、QR コードや IC コードを使って、そのデータをクラウド、サーバー上で管理しようという取り組みが始まっている。
- 「公共建築物等木材利用促進法」の名前が変わって、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」となり 10 月に施行される。公共建築物だけでなく、民間建築にも広げていこうという内容であるので、このことを考慮されたほうが良いのではないかと。